

移住推進空き家活用事業補助金（空き家片付け）

申請マニュアル

0 目次

- 1 概要
 - 2 空き家片付け補助金交付の流れ
 - 3 空き家片付け補助金交付の添付書類
 - 4 補助対象片付け活動について
 - 5 チェックリスト
- 補足 空き家片付け補助金交付の流れ（図）

1 空き家片付け補助金概要

（内容）

県外から和歌山県内の移住推進市町村（地域）への移住にあたり、居住するために必要となる空き家の片付け（家財整理・撤去・処分活動）に対する補助事業

補助額

家財整理・撤去・処分活動経費の10/10を補助（上限8万円）

対象地域

移住推進市町村（地域）：

過疎地域に該当する市町村の区域であり、市町村職員等によるワンストップ移住相談員を配置し、受入協議会を設置している市町村又は一部地域を有する市町村。

詳細は、県HP「わかやまLIFE」をご覧ください。



わかやまLIFE

対象者

- ・ 空き家の所有者等で、県外からの移住者と売買又は賃貸借契約を締結した者
- ・ 県外からの移住者で、空き家の所有者等と売買又は賃貸借契約を締結した者

○移住とは

10年以上定住する意思をもって、生活の拠点を県外から県内の市町村に移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に定める転入手続きを行い、住民票が当該市町村におかれている状態にあること

○移住者とは

【交付申請時に和歌山県内に住民票がない方】

ア 実績報告書の提出時に改修した空き家（A）に住民票を移す予定の者

【交付申請時に和歌山県内に住民票がある方】

- イ 改修対象の空き家（A）に住民票を移してから3か月以内の者
- ウ 改修対象でない住宅（B）に住民票を移してから2年以内の者で、実績報告時に改修した空き家（A）に住民票を移している者

〈表〉

	交付申請時	実績報告時
ア	県内に住民票がない	改修した住宅 A に住民票を移動
イ	改修対象の住宅 A に住民票がある	改修した住宅 A に住民票がある
ウ	県内の住宅 B に住民票がある	改修した住宅 A に住民票を移動

補助条件

○空き家

- ・わかやま住まいポータルサイトに登録された空き家
- ・移住推進市町村（地域）に所在する空き家



わかやま住まいポータルサイト

【対象外】

- ・共同住宅や長屋などの集合住宅の一部のみを売買及び賃貸借するもの
- ・店舗兼用住宅等について、居住の用に供する部分の床面積が延べ床面積の概ね 1/2 未満のもの

○契約

【対象外】

- ・3親等内の親族にあるものと売買又は賃貸借契約を締結する者
- ・法人及び不動産業又はこれに類する業を営む個人事業者と売買又は賃貸借契約を締結する場合

○片付け活動（家財整理・撤去・処分活動）

- ・活動内容を委託する場合は、県内事業者に委託すること

申請時期

片付け活動着手前に申請すること。

※申請にあたって、空き家の売買又は賃貸借契約が必要になります。

申請回数

1 物件あたり 1 回

2 空き家片付け補助金交付の流れ (図1 参照)

- ①空き家所在地の市町村移住相談窓口への相談
 - ②売買・賃貸借契約
 - ③片付け見積、片付け箇所撮影
 - ④交付申請書類等市町村へ提出
 - ⑤交付決定通知書受領
 - ⑥片付け実施
 - ・片付け活動撮影
- ↓
- 片付け実施後、
- ・片付け箇所撮影、片付け活動費用支払い
 - ・移住者ア・ウ、住民票異動
- ⑦実績報告書等市町村へ提出
 - ⑧確定通知書受領
 - ⑨請求書市町村へ提出→県から補助金支払い

3 空き家片付け補助金交付申請の添付書類

※空き家改修事業、空き家片付け事業を合わせて活用する場合、重複する書類の提出は不要。

申請書添付書類

- 事業計画書及び収支予算書 (別記第1号様式)
- 見積書
- 現況等がわかる写真
- 同意書 (賃貸借契約の場合) (別記第3号様式)

実績報告書添付書類

- 事業実績報告書 (別記第5号様式)
- 居住者の住民票の写し又は居住証明書 (別記第2号様式)
- 片付け内容がわかる写真 (家財の整理、撤去、処分活動中及び後の写真)
- 売買又は賃貸借契約書の写し
- 領収書の写し

4 空き家片付け補助対象活動について

【対象】

- ・片付け代行業者への委託費
- ・片付けのために往来に必要な旅費
- ・親戚・近隣住民等で作業に従事した方への謝金

支払ったことがわかるもの
(領収書等) が必要

空き家片付け補助金交付申請チェックリスト

○補助対象者（下記のいずれかに該当する。）

チェック	要件
空き家の所有者	
<input type="checkbox"/>	片付け予定の空き家の所有者であって、移住者と空き家の売買又は賃貸借契約を締結したものである。
移住者	
<input type="checkbox"/>	県外に住民票がある者であって、片付け予定の空き家の所有者と売買又は賃貸借契約を締結した者である。
	<input type="checkbox"/> 10年以上和歌山県に定住する意思がある。
<input type="checkbox"/>	県外から片付け予定の空き家に住民票を移して3か月以内の者であって、片付け予定の空き家の所有者と売買又は賃貸借契約を締結した者である。
	<input type="checkbox"/> 10年以上和歌山県に定住する意思がある。
<input type="checkbox"/>	県外から県内に住民票を移して1年以内の者であって、片付け予定の空き家の所有者と売買又は賃貸借契約を締結した者である。
	<input type="checkbox"/> 10年以上和歌山県に定住する意思がある。

○補助対象空き家

チェック	要件
<input type="checkbox"/>	空き家の所在地は、移住推進市町村（地域）である。
<input type="checkbox"/>	わかやま住まいポータルサイトに登録された空き家である。
<input type="checkbox"/>	共同住宅や長屋などの集合住宅の一部のみを売買及び賃貸借するものでない。
<input type="checkbox"/>	店舗兼用住宅等について、居住の用に供する部分の床面積が延べ床面積の概ね1/2未満のものでない。
<input type="checkbox"/>	空き家は、これまでに片付け補助金を利用して片付けた物件でない。

○契約

チェック	要件
<input type="checkbox"/>	3親等内の親族にあるものと売買又は賃貸借契約を締結する者でない。
<input type="checkbox"/>	個人事業主及び法人と売買又は賃貸借契約を締結する者でない。

○片付け活動

チェック	要件
<input type="checkbox"/>	片付け活動を委託する場合、県内事業者に委託している。

○申請日

チェック	要件
<input type="checkbox"/>	実績報告書等を補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日（同日が休日に当たる場合は、同日直後の平日の日）までに提出できる。

○添付書類

【交付申請時】

チェック	
<input type="checkbox"/>	事業計画書及び収支予算書（別記第1号様式）
<input type="checkbox"/>	見積書
<input type="checkbox"/>	現況等がわかる写真
<input type="checkbox"/>	同意書（賃貸借契約の場合）（別記第3号様式）

【実績報告時】

チェック	
<input type="checkbox"/>	事業実績報告書（別記第6号様式）
<input type="checkbox"/>	居住者の住民票の写し又は居住証明書（別記第2号様式）
<input type="checkbox"/>	片付け内容がわかる写真（家財の整理、撤去、処分活動中及び後の写真）
<input type="checkbox"/>	売買又は賃貸借契約書の写し
<input type="checkbox"/>	領収書の写し

図1

